

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における研究活動に係る行動規範

平成21年11月11日

機 構 長 裁 定

最終改正 平成28年3月31日

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に基づき、大学等の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、学校教育法第104条第4項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とし、大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行っている。

また、機構は、平成26年7月に制定・公表した機構憲章により、機構の果たすべき使命・役割と基本的な目標を再確認するための指針を示している。

前述を踏まえ、社会から負託された使命と役割に応えるため、機構における研究の信頼性及び公正性の確保と、高い倫理観に支えられた責任ある行動の実現を目的として、機構において研究活動を行うすべての者（以下「研究者」という。）、および研究を支援するすべての者（以下「研究支援者」という。）が遵守すべき行動規範をここに定める。

（研究者の責任）

- 1 研究者は、自らが生み出す研究成果の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、我が国の高等教育の発展に資するという責任を有する。

（研究者の姿勢）

- 2 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力等の維持向上に努め、研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

（社会の中の研究者）

- 3 研究者は、研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、高等教育と社会との関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

（社会的期待に応える研究）

- 4 研究者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成に向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした

広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

(説明と公開)

- 5 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くよう努める。

(研究の利用の両義性)

- 6 研究者は、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

(研究活動)

- 7 研究者は、自らの研究の立案・計画・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

(研究環境の整備及び教育啓発の徹底)

- 8 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(研究対象などへの配慮)

- 9 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。

(他者との関係)

- 10 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

(社会との対話)

- 11 研究者は、社会と研究者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話

と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な助言の提供に努める。その際、研究者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。

(助言)

- 12 研究者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、研究者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、助言の質の確保に最大限努め、同時に知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

(政策立案・決定者に対する助言)

- 13 研究者は、政策立案・決定者に対して助言を行う際には、知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠でないことを認識する。研究者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。

(法令の遵守)

- 14 研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

(差別の排除)

- 15 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、性、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

- 16 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(研究支援者の責任)

- 17 研究支援者は、研究者の研究活動を支援するにあたって、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。
- (2) 研究支援者は、自らが法令や関係規則を遵守することはもとより、法令や関係規則の遵守について研究者の研究活動を支援する。
- (3) 研究支援者は、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。
- (4) 研究支援者は、研究費の管理等においては、不正行為を為さず、また加担しないことはもとより、不正行為の発生を未然に防止するように努める。

附 則（平成２７年９月４日）

この裁定は、平成２７年９月４日から施行する。

附 則（平成２８年３月３１日）

この裁定は、平成２８年４月１日から施行する。